

事業計画（茨城県神栖市）

1. 海岸対策

① 海岸の状況

市内の地区海岸数	8 地区海岸
被災した地区海岸数	1 地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	なし
本復旧を実施する地区海岸数	1 地区海岸

② 堤防高

被災前の現況高へ復旧予定
茨城沿岸：T. P+3.6（対象：高潮）

③ 復旧の予定

復旧する施設の概要計画については、6月に策定済み。

これに基づく本復旧については、平成24年5月に工事着工予定であり、計画的に復旧を進め平成24年10月の工事完了を目指す。

④ 成果目標 平成23年度

・被災した地区海岸において、早期の工事着工※を目指す。

※ 工事着工とは、復旧工事の工事契約をもっていう。

⑤ その他

・地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。

海岸保全施設の復旧にかかる事業計画(神栖市)

地区海岸名	堤防護岸延長 (m)	主な施設	施設の高さ(T.P)		応急 対策	復旧の予定				H23予算での 実施内容
			被災前 現況高 (m)	被災後 復旧高 (m)		概要計画 策定	詳細計画 策定	工事 着工	工事 完了	
鹿島港 日川	7,385	護岸、突堤	3.60	3.60	—	H23.6	H23.7	H24.1 以降	H24.10	・進捗状況によっては本工事

※被災後復旧高は、災害復旧事業等により復旧を予定している高さである。

※概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。

※詳細計画策定とは、工事着工のための詳細設計の完了をもっていう。

※工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

2. 河川対策

【国管理河川（利根川）】

- ① 利根川^{※1}では、80箇所（うち神栖市14箇所）で堤防の亀裂や沈下、護岸の崩壊等の被災があり、第一段階として、本年6月末までに、被災前の堤防形状までの応急対策を完了。
- ② 第二段階として、平成24年5月末の出水期前までに、被災前の堤防高まで復旧し、被災前の堤防機能（沈下・液状化対策を含む）を確保。
- ③平成23年出水期より避難判断水位等を引き下げるなど警戒避難体制を強化。
- ④成果目標 平成23年度
平成24年5月末の出水期前までに、被災前の堤防機能（沈下・液状化対策を含む）の確保に向け、復旧工事を実施。

【国管理河川（霞ヶ浦）】

- ① 霞ヶ浦^{※1}では、県内157箇所（うち神栖市26箇所）で堤防の亀裂や沈下、護岸の崩壊等の被災があり、第一段階として、本年6月末までに、被災前の堤防形状までの応急対策を完了。
- ② 第二段階として、平成24年5月末の出水期前までに、被災前の堤防高まで復旧し、被災前の堤防機能（沈下・液状化対策を含む）を確保。
- ③平成23年出水期より避難判断水位等を引き下げるなど警戒避難体制を強化。
- ④成果目標 平成23年度
平成24年5月末の出水期前までに、被災前の堤防機能（沈下・液状化対策を含む）の確保に向け、復旧工事を実施。

※1 位置図を参照

復興施策の事業計画 参考図面 河川 神栖市

図面：茨城県提供



①一般国道

路線番号	名称	延長	規格	種別
1	1号	10.0	1	1
2	2号	10.0	1	1
3	3号	10.0	1	1
4	4号	10.0	1	1
5	5号	10.0	1	1
6	6号	10.0	1	1
7	7号	10.0	1	1
8	8号	10.0	1	1
9	9号	10.0	1	1
10	10号	10.0	1	1

②主要地方道

路線番号	名称	延長	規格	種別
11	11号	10.0	1	1
12	12号	10.0	1	1
13	13号	10.0	1	1
14	14号	10.0	1	1
15	15号	10.0	1	1
16	16号	10.0	1	1
17	17号	10.0	1	1
18	18号	10.0	1	1
19	19号	10.0	1	1
20	20号	10.0	1	1

③一般県道

路線番号	名称	延長	規格	種別
21	21号	10.0	1	1
22	22号	10.0	1	1
23	23号	10.0	1	1
24	24号	10.0	1	1
25	25号	10.0	1	1
26	26号	10.0	1	1
27	27号	10.0	1	1
28	28号	10.0	1	1
29	29号	10.0	1	1
30	30号	10.0	1	1

河川表

河川番号	名称	延長	種別
1	利根川	14	国管理河川
2	霞ヶ浦	26	国管理河川
3	荒川	10	国管理河川
4	Tone River	10	国管理河川
5	Tone River	10	国管理河川
6	Tone River	10	国管理河川
7	Tone River	10	国管理河川
8	Tone River	10	国管理河川
9	Tone River	10	国管理河川
10	Tone River	10	国管理河川

ダム表

ダム番号	名称	種別
1	利根川ダム	国管理ダム
2	霞ヶ浦ダム	国管理ダム
3	荒川ダム	国管理ダム
4	Tone Dam	国管理ダム
5	Tone Dam	国管理ダム
6	Tone Dam	国管理ダム
7	Tone Dam	国管理ダム
8	Tone Dam	国管理ダム
9	Tone Dam	国管理ダム
10	Tone Dam	国管理ダム

急傾斜地崩壊危険区域指定表

区域番号	名称	面積	種別
1	利根川流域	100	国指定
2	霞ヶ浦流域	200	国指定
3	荒川流域	150	国指定
4	Tone Area	100	国指定
5	Tone Area	100	国指定
6	Tone Area	100	国指定
7	Tone Area	100	国指定
8	Tone Area	100	国指定
9	Tone Area	100	国指定
10	Tone Area	100	国指定

地すべり防止区域指定表

区域番号	名称	面積	種別
1	利根川流域	100	国指定
2	霞ヶ浦流域	200	国指定
3	荒川流域	150	国指定
4	Tone Area	100	国指定
5	Tone Area	100	国指定
6	Tone Area	100	国指定
7	Tone Area	100	国指定
8	Tone Area	100	国指定
9	Tone Area	100	国指定
10	Tone Area	100	国指定

港湾表

港湾番号	名称	種別
1	利根川	国管理港湾
2	霞ヶ浦	国管理港湾
3	荒川	国管理港湾
4	Tone	国管理港湾
5	Tone	国管理港湾
6	Tone	国管理港湾
7	Tone	国管理港湾
8	Tone	国管理港湾
9	Tone	国管理港湾
10	Tone	国管理港湾

神栖市
【国管理河川】
 利根川 14箇所
 霞ヶ浦 26箇所

海岸保全区域表

区域番号	名称	面積	種別
1	利根川	100	国指定
2	霞ヶ浦	200	国指定
3	荒川	150	国指定
4	Tone	100	国指定
5	Tone	100	国指定
6	Tone	100	国指定
7	Tone	100	国指定
8	Tone	100	国指定
9	Tone	100	国指定
10	Tone	100	国指定

凡例

記号	説明
○	国指定河川
○	国指定港湾
○	国指定急傾斜地崩壊危険区域
○	国指定地すべり防止区域
○	国指定海岸保全区域
○	国指定河川
○	国指定港湾
○	国指定急傾斜地崩壊危険区域
○	国指定地すべり防止区域
○	国指定海岸保全区域

1:200,000

3. 海岸防災林の再生

- ① 箇所名： 柳川、植松
- ② 海岸防災林の防潮工 10m、林帯 0.1ha が被災。
- ③ 防潮工の本復旧については、今年度中に着し、概ね 2 年での完了を目指す。
(保全対象：国道 51 号線、柳川集落、植松集落、農地)

4. 学校施設等

①幼稚園・小中高等学校等

(i) 公立学校

<神栖市立学校>

東日本大震災により被災した市立学校のうち、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請したまたは申請予定の2校について、以下のとおり、早期の復旧を目指す。

- 比較的軽微な被害に留まる横瀬小学校、波崎第二中学校の2施設については、平成23年度内の事業着手、平成24年8月の復旧完了を目標とする。

②公立社会教育施設（公立社会体育施設と公立文化施設を含む）

<神栖市立社会教育施設>

東日本大震災により被災した市立社会教育施設のうち、公立社会教育施設の災害復旧に係る国庫補助に申請した4施設について、以下のとおり、早期の復旧を目指す。

- 比較的軽微な被害に留まる神栖市文化センター、神栖市立中央図書館の2施設については、平成23年度内の事業着手、平成23年度内の復旧完了を目標とする。
- 甚大な被害を受けた海浜運動公園、高浜運動広場の2施設については、平成23年度内の事業着手、平成25年度内の復旧完了を目標とする。

5. 土砂災害対策

- ①本年8月末までに、市内2箇所の土砂災害危険箇所の点検を実施。
- ②最大震度6弱を観測した神栖市では、地震により地盤が脆弱になっている可能性が高く、降雨による土砂災害の危険性が通常よりも高いと考えられるため、県と気象台が連携し、本年3月より土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用している。今後の降雨と土砂災害発生状況を考慮し、発表基準の適切な見直しを実施。

6. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波等により膨大な量（約 21 千トン）の災害廃棄物が発生。
- ② 現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成 23 年 8 月までを目途に仮置場へ概ね搬入した。ただし、瓦、コンクリート、石膏ボード、サイディングボード、津波漂着物、液状化土砂は現在も受け入れを行っているため、それらに関しての受け入れの期限は 10 月 27 日現在未定である。
- ③ 損壊家屋等（公物を除く）の解体の対象の建築物はない。
損壊した公物の解体については、平成 23 年度は液状化等による道路等の整備事業を優先する必要がある、解体等に必要となる人員の確保が困難であることから、平成 24 年度に必要な人員を確保した上で解体事業に着手し、遅くとも平成 24 年 12 月までに解体を完了する。
- ④ また、中間処理・最終処分については、腐敗性等がある廃棄物を速やかに処分しつつ、平成 26 年 3 月までを目途として処分を行う。なお、瓦、コンクリートくずで再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

工程表(茨城県神栖市)

	H23				H24				H25				H26以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
1. 海岸対策	<p>※神栖市の海岸については、被災後も施設の機能が維持されたことから、応急対策を実施していない。</p> <p>施工準備 (堤防設計等)</p> <p>本復旧 (逐次完了し、全ての区間について10月までの完了を目指す。)</p>												
2. 河川対策	<p>(国管理河川:利根川)</p> <p>応急対策</p> <p>施工準備 (堤防設計等)</p> <p>平成24年5月末の出水期までに、被災前の堤防高まで復旧するなど、被災前の堤防機能を確保</p> <p>出水期</p> <p>(※)避難判断水位等を引き下げて運用</p> <p>(国管理河川:霞ヶ浦)</p> <p>応急対策</p> <p>施工準備 (堤防設計等)</p> <p>平成24年5月末の出水期までに、被災前の堤防高まで復旧するなど、被災前の堤防機能を確保</p> <p>出水期</p> <p>(※)避難判断水位等を引き下げて運用</p>												
3. 海岸防災林	<p>(柳川他)</p> <p>防潮工の本復旧(概ね2年)</p>												
4. 学校施設等	<p><市立学校></p> <p>幼稚園・小中高等学校等</p> <p>比較的軽微な被害に留まる学校の復旧</p> <p>校舎等の本格復旧</p>												

		H23				H24				H25				H26以降	
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月		
<市立社会教育施設>															
公立社会教育施設(公立社会体育施設・公立文化施設を含む)	比較的軽微な被害に留まる社会教育施設の復旧	施設の本格復旧													
	甚大な被害を受けた社会教育施設の復旧	施設の本格復旧													
5. 土砂災害対策															
		土砂災害危険箇所の点検等													
		(※)土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用													
6. 災害廃棄物の処理		→ (住民が生活している場所の近くの災害廃棄物)													
		→ (その他の災害廃棄物)													
		→ (木くず、コンクリートくずの再生利用)													
		(中間処理・最終処分)													